

亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保全専門家会議  
(第8回)の開催概要について

1 開催日時 平成25年12月20日(金) 午前9時15分から12時15分

2 開催場所 ホテルセントノーム 2階 会議室

3 出席者

【委員】

村上委員(座長)、岩田委員、竹門委員、辻村委員、平井委員、堀野委員、光田委員

【オブザーバー】

江戸オブザーバー、林オブザーバー、木瀬オブザーバー、横田オブザーバー

【要綱第5条関係人】

渡辺亀岡市アユモドキ緊急調査検討委員会委員(京都大学准教授)

塚田保津町自治会長

【事務局】

京都府：文化環境部 中井部長、姫野副部長、中島理事、坂本スポーツ振興室長 他

亀岡市：栗山市長、湯浅副市長、勝見副市長、桂政策推進室担当室長 他

4 議 事

(1) 専門家会議の位置づけ(都市計画決定含む)について

(2) 京都・亀岡保津川公園について

(3) 動植物調査について

5 意見等

(1) 専門家会議の位置づけ(都市計画決定含む)について

- ・ アユモドキの保全上、専門家会議では、繁殖場所や稚魚の成育場所、親魚の越冬場所など生活史が関係するエリアは検討の対象に入れるべきであり、予定地西側地域や駅北地区がアユモドキの現状に大きな影響を及ぼす可能性があるのであれば、保全上の対策を検討しなければならない。
- ・ これまでの地下水脈等調査から乗船場付近で観察されている湧水が駅北地区側から流れてきていることが推測されることから、地下水の流れを遮断する恐れのあるJR下のトンネル計画や駅北商業ビルなどの地下に対する開発は影響を予測し対策が必要と考えられる。

- ・ 駅北地区でスタジアム建設を検討し、現在のスタジアム予定地及びその周辺の水田地域全体を農地利用しつつ保護地域として公有化することを検討してはどうか。
  - ・ 一般論だが、史跡、名勝、天然記念物に対して指定地をつくる際、その指定地を自治体が公有化するときは、その公有化予算の8割を文化庁が支援するという補助事業がある。
  - ・ スタジアムを含む都市計画公園整備による共存が可能か検討していく中で、共存が困難となった場合に、代替案として駅北地区もスタジアム候補地として考えられるよう自由度をもたせておいてもらいたい。
- 駅北地区へのスタジアム計画は誘致の段階で既に検討しており、その結果、既設道路の移設費用や用地買収費用が膨大となることなどから困難と判断したものである。(亀岡市)

## (2) 京都・亀岡保津川公園について

- ・ 都市計画公園内での水田継続について、前回の専門家会議以降に検討され、共生ゾーンで稲作を継続することも可能とする案が出てきているが、水田を継続させるためには、収穫した米を販売する営農行為も必要と考える。
- 稲作を継続することは、亀岡市が地元の営農法人に委託することにより対応すると約束する。なお、米の販売については今後の検討課題であるが、それが直接的にアユモドキの保全に影響を与えるものではないと考える。(亀岡市)
  - ・ 本来は、アユモドキとの共存に必要な共生ゾーンの面積、営農方法、水路パターンなどの複数の対策を検討した上で都市計画の線引きをすべきである。都市計画決定後にスタジアム建設に伴ってアユモドキの保全ができないと結論が出た場合はどう対応するのか。

また、公園区域図には道路位置が示されているが、アユモドキの保全上、道路位置が適当でないとなった場合はどう対応するのか。

→ アユモドキを保全していく上で地元の協力は不可欠であり、地元の協力を得るためには、用地買収を行いスタジアムを含む公園を整備していく必要がある。また、アユモドキの保全には共生ゾーンの用地を買収し整備しなければならない。そのためには、公園の都市計画決定は必須であり、決定後にアユモドキの保全上、都市計画等の計画変更が必要となれば亀岡市が責任をもって対応することを約束する。また、専門家会議の了解が得られなければ、平成26年、平成27年度の現状変更はない。(亀岡市)
  - ・ この決定が今後の専門家会議の計画に対しては拘束するものではないということを前提としてOKする。

## (3) 動植物調査について

- ・ 動植物調査に南丹土木事務所が実施したデータも入れる必要がある。